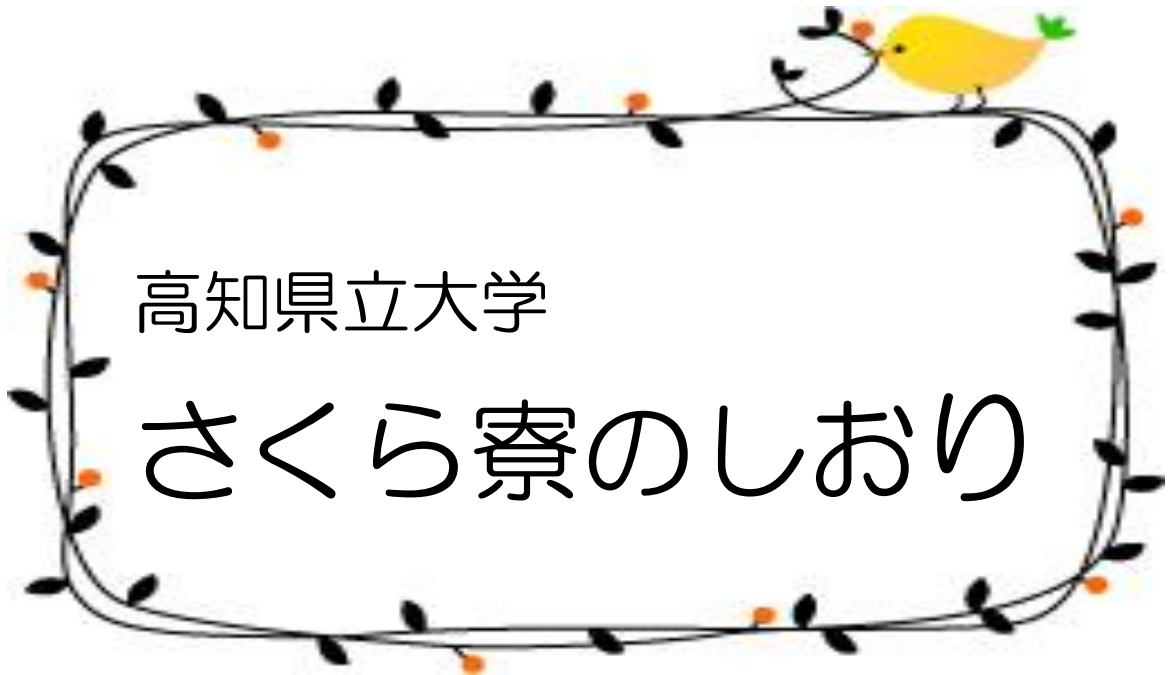


2024 年度版  
(令和6年度版)



高知県立大学

# さくら寮のしおり

【さくら寮住所】

〒781-0111 高知市池 2532 番地 1  
(池キャンパス敷地グラウンド南側)

【大学事務局】

〒781-8515 高知市池 2751 番地 1  
池キャンパス 学生支援部 学生・就職支援課  
TEL : 088-847-8577  
Mail : sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

学生支援部 学生・就職支援課

 高知県立大学  
University of Kochi

### 【学生寮の目的】

- 1 安価で良好な住環境を提供することにより、学生の経済的負担を軽減し、学生生活の安定・充実を図る。
- 2 多様な学生が共同生活を通じ、互いの文化や習慣・宗教などの違いを理解・尊重し、グローバルな意識とともに多様性を育む。

学生寮では、学部、学年、出身地・国籍、文化、宗教、習慣等が異なる学生と一緒に生活することとなります。学生寮の目的を理解し、共同生活を行ううえでのルールを守り、入居している寮生全員が気持ちよく生活できるように、常に他者への配慮を心掛けてください。

### 学生寮のルール

入寮後は、高知県立大学法人学生寮規程、高知県立大学学生寮細則及びこのしおりにあるルールを遵守してください。

#### 1 入寮

##### (1) 入寮許可

入寮は、入寮希望者のうちから学生部長が選考し、管理運営責任者（学長）が許可します。

##### (2) 入寮日

入寮許可書に記載された期間内とし、入寮許可期間開始日から1カ月以内に入寮しない場合は、入寮許可が取り消されることがあります。

##### (3) 入寮期間

原則、2年とします。ただし、特別な事由により、学生部長が認める場合は延長することができます。

##### (4) 手続

入寮を許可された者は、以下を速やかに学生・就職支援課に提出してください。

- ① 誓約書 \*申し込み時に提出済みの場合は不要
- ② 預金口座振替依頼書

##### (5) 寮費等

入寮時に係る経費等について

| 学生寮の種類 |       | 入寮費              | 寮費（月）            | 管理費（年）  |
|--------|-------|------------------|------------------|---------|
| さくら寮   | 4人シェア | 20,000円（12,000円） | 20,000円（12,000円） | 24,000円 |
|        | ワンルーム | 25,000円（15,000円） | 25,000円（15,000円） |         |

※（ ）内は、外国人留学生の寮費等

※年度途中で入寮する場合の管理費は入寮月からの月割とします。

年度途中で退寮する場合でも、納入された入寮費の返還はしません。

## (6) 納付方法

原則、口座振替での納付となります。ただし、入寮月から口座振替の手続きが完了するまでの間と、寮費等口座振替ができない場合は、金融機関窓口で納入通知書により支払ってください。

### ① 口座振替日（支払日） 毎月 5 日

ただし、5 日が休日・祝日等で銀行営業日でない場合は、その翌営業日が振替日となります。

### ② 管理費 寮費とともに月毎に徴収します。

なお、月毎の徴収額は管理費の 1/12 とします。

この管理費には水道光熱費が含まれます。ただし、一定の電気量を超える場合は、高知県立大学学生寮細則第 11 条第 2 項に基づき、別途請求することがあります。

## 2 退寮

(1) 寮生が次のいずれかに該当する場合は、退寮を命ずることがあります。

- ① 入寮願等の申請書類に事実と異なることが判明したとき
- ② 本学の学生の身分を失ったとき
- ③ 負担すべき経費の納入を怠ったとき
- ④ 学生寮の施設及び設備の保全に反する行為を行ったとき
- ⑤ 風紀又は学生寮における共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき
- ⑥ 学生寮における共同生活に適しないと認められるとき
- ⑦ 規則違反やその他寮の管理又は運営に支障をきたす行為があったとき
- ⑧ 入寮期間が満了してもなお在寮しているとき

(2) 寮生が次のいずれかに該当する場合は、速やかに退寮しなければなりません。

- ① 入寮期間が満了したとき
- ② 6 カ月以上留学又は休学するとき

(3) 手続

退寮するときは、以下の注意事項を厳守してください。

- ① 入寮期間満了年度の入居期限は、3 月 22 日です。  
※学事暦により変わることがあります。
- ② 退寮日の 1 カ月前までに「退寮届」を学生・就職支援課に提出し、退寮の際は、自身で清掃のうえ、必ず学生・就職支援課による居室の点検を受けてください。点検の結果、故意又は重大な過失や通常の使用によるもの以上の著しい破損や汚れにより修繕が必要と認められた場合の修繕費等は、原則、自己負担となります。
- ③ 寮費の未納がある場合は、必ず、退寮日までに支払ってください。原則、寮費の日割り計算は行いませんので、退寮日に関わらず退寮月の寮費がかかります。
- ④ 各自で契約しているものの解約及び精算を確実に行ってください。
- ⑤ 原状回復、室内清掃及びごみの処分を確実に行ってください。
- ⑥ 郵便物等の住所変更を行ってください。
- ⑦ その他、学生・就職支援課の指示のもと、速やかな退寮にご協力ください。

### 3 寮生活

#### (1) 門限

門限は午前0時(24時)です。他の寮生の迷惑にならないよう時間を厳守してください。

#### (2) 鍵

寮1階エントランス(出入口)はオートロック警備です。個人のカードキーで出入りを行ってください。

- ① カードキーは自分で保管し、他人には預けないでください。
- ② 部屋を出るときは必ず鍵を閉めてください。
- ③ 合鍵の作製は禁止します。
- ④ 鍵を紛失又は破損したときは、速やかに学生・就職支援課まで報告し、あわせて「物品損傷(汚損等)報告書(別紙様式3)」を提出してください。
- ⑤ 合鍵を作製した場合や鍵を紛失した場合には鍵の取り換えを行います。取り換えに要する費用は10,000円とし、自己負担とします。

#### (3) 連絡について

##### ■大学事務局からの連絡

キャンパスポータル、メールボックスへの配布、寮内掲示板等で行います。

特にキャンパスポータルは必ず確認してください。

※確認が抜かっていた場合の対応はできませんので、ご注意ください。

##### ■大学への連絡

次の場合は、学生・就職支援課まで連絡してください。

※緊急時は躊躇せずに電話で連絡してください。

##### 【学生・就職支援課連絡先】

TEL : 088-847-8577 ※学生・就職支援課が不在の場合は、警備室に転送されます。

Mail : sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

#### ① 外泊又は帰省など不在にする場合

メール連絡 タイトル : 【外泊届】 学籍番号、名前

内容 : ア 部屋番号

イ 外泊する日

ウ 外泊の目的(帰省、その他)

※同室生にも不在であることを必ず共有してください。

#### ② アルバイトに従事するとき、アルバイト先を変更、追加した場合

メール連絡 タイトル : 【アルバイト届】 学籍番号、名前

内容 : ア 部屋番号

イ アルバイト先名称

ウ 頻度と従事時間帯

エ アルバイトの内容

オ アルバイトに従事する理由

③ 災害・盗難その他の異変があったとき、または異変が予知されるとき

※できるだけ電話で連絡してください。

④ 寮内に感染症疾患が発生または発生の恐れがあるとき

※できるだけ電話で連絡してください。

#### (4) 寮生以外の訪問及び宿泊

原則として、各部屋で外来者の訪問を受けることや宿泊をさせることはできません。必要があって、外来者の訪問を受ける場合は、各棟1階エントランス（出入口）で対応してください。（長時間の場合など、大学構内本部・健康栄養学部棟1階ロビーの利用も可能です。）

また、寮生であっても異性を入室させてはなりません。

※入寮、退寮時の荷物の運搬等がある場合に限り、事前の申し出によりご家族のみ許可することがあります。

#### (5) 郵便物等

普通郵便は、各室のメールボックスに配達されます。郵便物の宛先には、必ず居室番号まで記入するよう差出人に依頼してください。書留・小包類を大学事務局で預かることはしませんので、各自で時間指定を行うなどして対応してください。また、その場合も受取りは1階エントランス（出入口）で対応してください。

#### (6) 駐輪場・駐車場

自転車・バイクは、必ず所定の駐輪場に整理して置いてください。使用していない自転車・バイクは、定期的に撤去します。

寮敷地内は自家用車は駐車禁止です。ただし、引っ越し等荷物の搬入に伴う一時駐車はこの限りではありませんので、事前に学生・就職支援課に報告してください。

#### (7) その他のルール

この学生寮ルールの他に、リーダー会（※）を開催するなど寮生活を送るうえでのルールを寮生全体で話し合っていて決めています。また、シェアルーム内でのルール（掃除の役割分担、共用設備等の使用等）も同室生で話し合っていて決めています。ルールを守って行動し、他の寮生への配慮を心掛けてください。

##### ※リーダー会

ワンルーム生、各シェアルーム生のリーダーを中心に、定期的にリーダー会を開催しています。開催内容は、寮生や事務局からの提案・協議事項、情報共有などです。

## 4 居室の使用

### (1) 衛生管理等

#### ① 清掃等

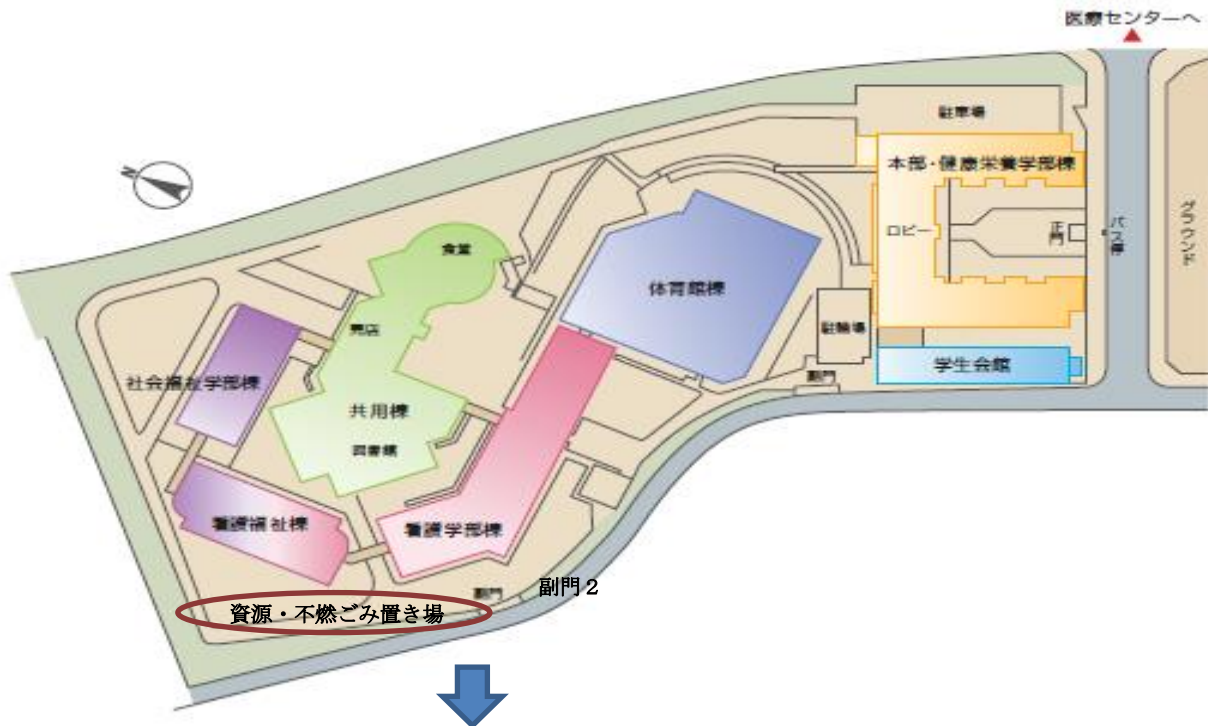
個室の清掃は各自で行い、建物共用部分（廊下、階段を含む）及びシェアルームの共用部分（キッチン、浴室、トイレ、玄関、廊下等）については、寮生が協力して定期的に清掃を行い、整理・整頓に努め、常に清潔な状態を保ってください。

#### ② ごみの処理

高知市で定められている分別方法に従って分別し、指定の場所にルールを守って各自で処理してください。【別紙】高知市の家庭ごみの出し方

| 種類            | 収集日 | 収集時間      | 収集場所           |
|---------------|-----|-----------|----------------|
| 可燃ごみ          | 火・金 | 当日午前8時まで  | 寮敷地内ゴミ集積所      |
| プラスチック製容器包装ごみ | 水   |           |                |
| 資源・不燃ごみ       | 平日  | 午前8時～午後4時 | 池キャンパス内指定場所（※） |

※資源・不燃ごみ置き場



(2) 電話・テレビ・インターネット

① 電話

固定電話は設置できません。また、寮内に公衆電話はありません。

② テレビ

■シェアルーム：リビングルームに1台設置しています。

個室内にテレビを設置することはできません。

■ワンルーム：備え付けのテレビはありません。

テレビを設置する場合の手続きはご自身で行ってください。

③ インターネット

寮内は、無線LANを設置しています。

(3) 他の人への配慮

他の寮生の迷惑にならないよう、共用部分及び個室内での音楽・ラジオ等の音量、話し声や足音等の生活音には十分注意してください。また、寮敷地内でも共同の生活の場であることを考慮し、大声を発することや大きな物音を出すことはしないでください。

(4) 居室内への関係者の立ち入り

管理上必要がある場合には、大学職員や委託業者が居室内に立ち入ることがあります。基本的には事前に連絡をしますが、緊急時などやむを得ない場合や速やかに状況把握に努める必要がある場合などは、事前連絡なく居室内に立ち入ることがあります。

\*\*\*\*\*

■シェアルームにおける注意事項

① 室内共用部分

廊下等の共用部分には個人の所有物を置かず、収納スペース等は平等に使用しましょう。

② キッチン

- ・調理器具等は、使用後は速やかに洗って所定の場所に片付け、調理台やシンクに個人の所有物を置いたままにしないようにしましょう。
- ・調理の際に出た生ごみは、速やかにシンクや排水口から取り除いてビニール袋等に入れ、ごみ箱に捨てましょう。
- ・IHコンロやグリルを使用後は、油汚れ等を拭きとり清潔な状態を保ちましょう。
- ・食卓を使用後は、布きん等で拭いて清潔を保ち、個人の所有物を置いたままにしないようにしましょう。
- ・冷蔵庫、換気扇等の施設設備・備品の清掃を定期的に行いましょう。

③ 浴室

- ・入浴時間は、原則、午前0時（24時）までとします。（同室内で相談してください。）
- ・一人ひとりが使用の都度、床や排水口の髪の毛等を取り除きましょう。
- ・入浴後は、必ず換気扇をまわしましょう。

④ 洗面台、トイレ

一人ひとりが使用の都度、汚れや髪の毛等を取り除き、水滴を拭き取るなど清潔を保ちましょう。

⑤ 洗濯機・乾燥機

- ・洗濯機・乾燥機の使用時間は、原則、午前6時から午前0時（24時）までとします。（同室内で相談してください）
- ・使用後は個人の洗濯物をすぐに取り出しましょう。

⑥ ハンディキャップルーム（A101内に1室、B101内に1室）

ハンディキャップルームへの入寮が許可された場合で、身体障害者手帳を持っている方以外は、個室の外玄関、浴室、トイレは使用禁止です。

\*\*\*\*\*

## 5 共用施設及び備品

### （1）コミュニティルーム

- ① 寮生同士の交流を推進するため、A棟1階のコミュニティルームを開放しています。

使用可能日：毎日（土日祝含む）

使用可能時間：午前9時～午後9時

使用予約方法：学生・就職支援課に必要事項を連絡してください。

【連絡先】TEL：088-847-8577 Mail：sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

【必要事項】ア：責任者名、部屋番号

イ：使用日時

ウ：使用人数

エ：使用目的

※目的により料金が発生することがあります。

- 学生・就職支援課が使用表で管理し、使用可否を返答します。

寮生以外の者が利用する場合は、「さくら寮コミュニティルーム使用願」を提出のうえ、事前に学生部長の許可を受ける必要があります。

コミュニティルームの利用料金は月額54,000円とし、ひと月に満たない場合は日割計算とします。

② 洗濯機・乾燥機の使用について

コミュニティルーム内の洗濯機・乾燥機の使用が可能です。（シェアルーム・ワンルーム不問）

使用可能日：毎日（土日祝含む）

使用可能時間：午前9時～午後9時

使用方法：学生・就職支援課に必要事項を連絡してください。

【連絡先】TEL：088-847-8577 Mail：sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

【必要事項】ア：名前、部屋番号

イ：時間帯

※①午前9時～午後1時 ②午後1時～午後5時③午後5時～午後9時

- 学生・就職支援課が使用表で管理し、使用可否を返答します。



## (2) 設備・備品の保全

備え付けている机・椅子・ベッド・電気製品等は、大学からの貸与物です。壊したり、汚したりしないよう大切に使用し、寮外に持ち出さないでください。

### ■シェアルーム

【共用設備・備品等】：エアコン、キッチン、冷蔵庫、食器棚、テーブル、椅子、電子レンジ、炊飯器、電気ケトル、テレビ、浴室、トイレ、洗濯機、乾燥機、掃除機、収納棚、靴箱

【個室設備・備品等】：エアコン、机、椅子、ベッド、収納

※個室で使用できる電気製品は、電気スタンド、パソコン、携帯電話等の充電器など使用時に多量の電気を必要としない物のみです。個室で持ち込んだ電気製品を使用することにより部屋の電気が著しく増えた場合は、自己負担をお願いする場合があります。

■ワンルーム：エアコン、机、椅子、ベッド、バス・トイレ（ユニットタイプ）、収納、靴箱、冷蔵庫、食器棚、電子レンジ、電気ケトル、洗濯機

## (4) 壁面への貼付け等

寮室、共用施設も含め、大学事務局が用意したもの以外は、壁面等への落書き、鋸止め、ポスター貼付などをしないでください。壁面へのセロテープ等のテープ類の使用は禁止です。

## (5) 故障等の連絡

設備・備品とともに寮全体の建物施設等の取り扱いには十分注意してください。故障や破損を発見したときは、速やかに学生・就職支援課まで報告してください。

【連絡先】 TEL : 088-847-8577 Mail : sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

故意や重大な過失により、設備・備品等を滅失または破損させた場合は、自己負担とします。

## 6 防災・防犯

普段から火気の取扱いには十分に注意してください。

常に整理整頓を心掛け、特に通路となる場所には物が置かれていない状況にしてください。

避難の妨げにならないよう、共用部分の廊下と階段には個人の所有物を置かないでください。

### (1) 火災報知器・消火器

① 火災報知器は、居室天井、共用廊下天井に設置しています。

消火器は、各フロア廊下に設置されています。

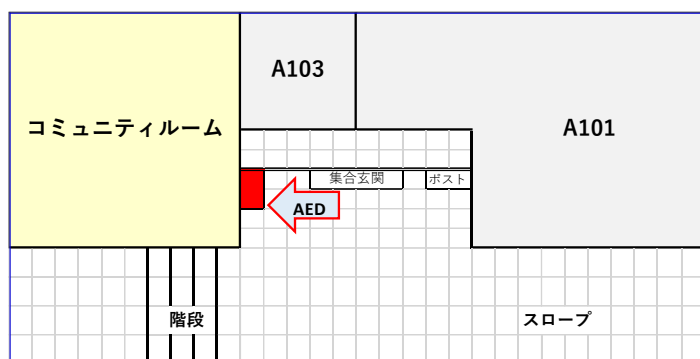
入寮時には、設置場所や使用方法を確認しておいてください。

② 火災を発見した場合は、直ちに火災報知器で寮生に知らせるとともに消防署へ通報してください。また、可能な範囲で消火器による初期消火に努めてください。

火災報知器で通報した後、学生・就職支援課にも連絡してください

## (2) AED

AEDは、A棟1階エントランス外に設置されています。



## (3) 防災・防火訓練

年に1~2回、防災・防火訓練を行う予定ですので、必ず参加してください。

## (4) 不審者又は不審時に気付いた場合は、直ちに学生・就職支援課に連絡してください。

【連絡先】TEL : 088-847-8577 Mail : sakura-d@cc.u-kochi.ac.jp

※電話は学生・就職支援課に繋がらなくても、警備室に転送されます。

24時間、防犯カメラが作動しています。

## 7 禁止事項

### (1) 居室内の造作に変更を加えること

### (2) 室外廊下その他共用施設に私物を置くこと

### (3) 寮内で喫煙すること（居室内も禁煙です）

寮内は全棟禁煙です。また、学校等教育施設である池キャンパスは、敷地内全面禁煙です。（健康増進法の一部を改正する法律 2019年7月1日施行）

### (4) 20歳未満の寮生が飲酒すること

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。法律上、問題はなくとも学生寮であることを意識し、寮生同士で騒ぐなど他の寮生に迷惑をかけることのないように、節度のある生活を送るようにしてください。

### (5) 動物の飼育をすること

寮内で動物を飼うことは禁止しています。

### (6) 風紀又は学生寮における共同生活の秩序を著しく乱す行為をすること

### (7) 学生寮における共同生活に適しないと認められる行為をすること

### (8) 規則違反やその他寮の管理又は運営に支障をきたす行為をすること

## 8 規程等

高知県公立大学法人学生寮規程

高知県立大学学生寮細則

## 高知県公立大学法人学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県立大学学則第60条第4号及び高知工科大学学則第38条第2項の規定に基づき、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する学生寮に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生寮の目的)

第2条 学生寮は、学生に安価で良好な住環境を提供することにより、学生生活の安定を図ることを目的とする。

(学生寮の種類)

第3条 法人が設置する学生寮は、次のとおりとする。

- (1) あふち寮
- (2) さくら寮
- (3) ドミトリー
- (4) 香美寮
- (5) たかそね寮
- (6) 楠目寮

(学生寮費等)

第4条 学生寮費及び定員は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別 表

| 学生寮の種類 |        | 定員  | 入寮費      | 寮費(室料)   | 管理費(年額)  | 備考                                 |
|--------|--------|-----|----------|----------|----------|------------------------------------|
| あふち寮   | シェアタイプ | 80  | 23,000 円 | 23,000 円 | 36,000 円 | ・水道光熱費込<br>・電気量が一定量を超える<br>場合、別途徴収 |
|        | ワンルーム  |     | 28,000 円 | 28,000 円 | 36,000 円 |                                    |
| さくら寮   | 4人シェア  | 54  | 20,000 円 | 20,000 円 | 24,000 円 | ・水道光熱費込<br>・電気量が一定量を超える<br>場合、別途徴収 |
|        | ワンルーム  |     | 25,000 円 | 25,000 円 | 24,000 円 |                                    |
| ドミトリー  |        | 238 | 30,000 円 | 30,000 円 | 30,000 円 | ・水道光熱費込                            |
| 香美寮    | 4人シェア  | 96  | 20,000 円 | 20,000 円 | 30,000 円 | ・水道光熱費込                            |
|        | 8人シェア  |     | 19,000 円 | 19,000 円 | 30,000 円 |                                    |
| たかそね寮  | シェアタイプ | 46  | 19,000 円 | 19,000 円 | 20,000 円 | ・水道光熱費別                            |
|        | ワンルーム  | 40  | 30,000 円 | 30,000 円 | 30,000 円 |                                    |
| 楠目寮    |        | 29  | 18,000 円 | 18,000 円 | 10,000 円 | ・水道光熱費込                            |

## 高知県立大学学生寮細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学法人学生寮規程（以下「学生寮規程」という。）第5条の規定に基づき、高知県立大学に設置する学生寮の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学生寮の目的)

第2条 学生寮は、教育厚生施設として、多様な学生が共同生活を通じ互いの文化や習慣・宗教などの違いを理解・尊重しグローバルな意識を育むとともに経済的負担を軽減し、学生生活の充実を図ることを目的とする。

(学生寮の種類)

第3条 高知県立大学が管理運営する学生寮は、次のとおりとする。

(1) あふち寮

(2) さくら寮

(運営管理)

第4条 学生寮の管理運営責任者は学長とし、学生・就職支援課が所管する。

(入寮対象者及び居室の種類別入寮資格)

第5条 学生寮に入寮できる者、居室の種類別の入居者は、原則として、別表1のとおりとする。

(入寮申込)

第6条 入寮を希望する者は、入寮願（別紙様式1）を学生・就職支援課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、入寮の許可を受けた者が所定の期日までに入寮しないとき、又は前項の書類に不正のあることが判明したときは、許可を取り消すことができる。

3 夏季、冬季又は学年末等の長期休暇開始前2カ月以内に退寮した者は、その休暇終了後6カ月以内は、入寮を許可しない。

(入寮許可)

第7条 入寮は、入寮希望者のうちから学生部長が選考し、管理運営責任者が許可する。

2 寮生は、別に定める学生寮の諸規則を遵守しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮を許可する期間は、原則、2年とする。ただし、学生部長が認める場合はその限りではない。

(寮費等)

第9条 寮費等は、大学の請求に基づき納入することとし、別に定める期日までに納入しなければならない。

2 納入された入寮費、管理費及び寮費は返還しない。ただし、入寮を辞退したときは、入寮費、管理費及び寮費を返還する。

3 前項の規定に関わらず、管理運営責任者が必要と認めた場合には、寮費等を返還することができる。

(外国人留学生の寮費等)

第10条 前条の規定にかかわらず、外国人留学生にかかる入寮費及び寮費は、別表2のとおりとする。ただし、入寮期間が6カ月未満の場合は、入寮費は免除する。

(寮費の計算等)

第11条 学生寮規程第4条で定める寮費等の月額とは、月の初日から末日までの期間（1カ月分）についての費用を指す。

2 学生寮規程別表に定める電気量の一定量とは1部屋あたり400kWh未満とし、それを超える場合は次のとおり別途請求することができる。ただし、3人シェアルームの場合は電気使用量の一定量とは300kWh未満とし、それぞれ以下の値を（ ）内の値に読み替えるものとする。

(1) 400 (300) kWh以上450 (350) kWh未満：500円

(2) 450 (350) kWh以上500 (400) kWh未満：1,000円

(3) 500 (400) kWh以上：1,000円を基本額とし、基本額に500 (400) kWhを超える分について50kWhごとに500円を加算した額

(退寮)

第12条 退寮しようとする者は、事前に退寮届（別紙様式2）を学生・就職支援課に提出しなければならない。

2 標準修業年限を超えた者、本学の学籍を離れた者及び6カ月以上の休学を許可された者は、遅滞なく退寮しなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

(施設の保全)

第13条 寮生は、学生寮の施設保全につとめ、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及び設備は、大切に維持保全し、所定の目的以外に使用しないこと。

(2) 許可なく施設及び設備に工作又は変更を加えないこと。

(3) 共同の施設及び設備は、常に良好な状態に保つこと。

(4) 所定の場所以外に張り紙等をしないこと。

(5) 防火管理、保健衛生管理、災害防止等学生寮の管理運営上必要とすることは、関係職員の指示に従い、積極的に協力し、快適な環境の保持に努めること。

(物品の損傷等の報告)

第14条 学生寮の施設及び備品の損傷、汚損（鍵の紛失を含む）などがあつたときは、直ちに物品損傷（汚損等）報告書（別紙様式3）により管理運営責任者に報告しなければならない。

2 前項に規定する損傷、汚染などが寮生の責に帰する場合は、原状回復に要する費用を弁償させることができる。

(コミュニティルーム)

第15条 在寮生以外の者のコミュニティルームの利用については、その責任者は、事前に学生部長の許可を受けなければならない。

2 コミュニティルームの利用料金は月額54,000円とし、1月に満たない場合は日割計算とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その都度、関係者と協議する。

(寮生以外の宿泊)

第16条 寮生以外の者は、学生部長の許可を受けなければ学生寮において宿泊することはできない。

(退寮命令)

第17条 管理運営責任者は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
- (2) 負担すべき経費の納入を怠ったとき。
- (3) 入寮期間が満了してもなお在寮しているとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 風紀又は学生寮における共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。
- (6) 学生寮における共同生活に適しないと認められるとき。
- (7) 許可なく、他者を寮内に滞在及び宿泊させたとき。
- (8) その他学生寮の管理又は運営に支障をきたす行為があったとき。

(退寮時の点検)

第18条 寮生は、退寮時に寮室等に附属する施設及び備品について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

2 前項で定める点検時に損傷、汚損などが発見され、当該損傷、汚損などが寮生の責に帰する場合は、管理運営責任者は、原状回復に要する費用を寮生に弁償させることができる。

(学生寮の閉鎖)

第19条 管理運営責任者は、必要があると認めたときは、学生寮を閉鎖することができる。

(その他)

第20条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学生委員会で審議し、別に定める。

#### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

| 学生寮の種類 |        | 入寮対象者及び資格等  | 備考               |
|--------|--------|---|------------------|
| あふち寮   | シェアタイプ | (1) 本学に在籍する学部生 (外国人留学生を含む。)<br>(2) その他管理運営責任者が必要と認める者   | 短期留学生については別に定める。 |
|        | ワンルーム  | (1) 本学に在籍する大学院生 (外国人留学生を含む。)<br>(2) その他、管理運営責任者が必要と認める者 |                  |
| さくら寮   | 4人シェア  | (1) 本学に在籍する学部生 (外国人留学生を含む。)<br>(2) その他管理運営責任者が必要と認める者   |                  |
|        | ワンルーム  | (1) 本学に在籍する大学院生 (外国人留学生を含む。)<br>(2) その他、管理運営責任者が必要と認める者 |                  |

別表2（第10条関係）

| 学生寮の種類 |        | 入寮費     | 寮費      | 管理費     | 備考 |
|--------|--------|---------|---------|---------|----|
| あふち寮   | シェアタイプ | 15,000円 | 15,000円 | 36,000円 |    |
|        | ワンルーム  | 18,000円 | 18,000円 |         |    |
| さくら寮   | 4人シェア  | 12,000円 | 12,000円 | 24,000円 |    |
|        | ワンルーム  | 15,000円 | 15,000円 |         |    |

（様式1）入寮願

（様式2）退寮届

（様式3）物品損傷（汚損等）報告書



## 入 寮 願

年 月 日

高知県立大学長 様

受験番号.....

学生氏名.....

現 住 所.....

保証人氏名.....

現 住 所.....

高知県立大学学生寮に入寮したいので、下記の必要書類を添えて、保証人連署のうえ願出ます。なお、記載事項に虚偽・相違はありません。

|      |                    |        |           |
|------|--------------------|--------|-----------|
| 第一希望 | あふち寮 ・ さくら寮        | 入寮希望年限 | 1年間 ・ 2年間 |
| 第二希望 | あふち寮 ・ さくら寮 ・ 希望なし | 入寮希望年限 | 1年間 ・ 2年間 |

入寮希望理由 (具体的に記入すること)

(様式1 裏面)

【注意事項】

1. 各学生寮の場所について ※各寮からの通学時間等は、HP 等でご確認ください。

- ・あふち寮：高知市東石立町 48 番地 11
- ・さくら寮：高知市池 2532 番地 1（池キャンパス南側）

なお、キャンパスで学部が分かれていますので、各学部のキャンパスを間違えないように注意してください。

2. 提出物について

入寮願と共に、以下の書類を提出してください。

- 1) 学生寮入寮選考調書（別紙1）
- 2) 入寮誓約書（別紙2）
- 3) 受験票（写し）
- 4) 住民票基本台帳(住民票)（写し可）  
※本人及び同居している全員が記載されたもの。
- 5) 市区町村長の発行する所得・課税証明書  
※直近のもの。同居している家族全員分（個人ごと、就学者を除く）。

3. 学生寮入学選考調書 記入上の注意点について

- ・住所欄については、必ず連絡が取れる場所や連絡先を記載してください。
- ・家族調書については、学生本人の記載は不要です。  
なお、年齢や学年等は提出時のものを記載してください。
- ・奨学金（③）について、「採用候補者決定通知」において、選考結果が「候補者決定」となっている方は記載し、その奨学金の認定証の写しなどを併せてご提出ください。  
※日本学生支援機構の奨学金は、高校3年次に申請（予約採用）ができます。  
（詳細は、ご所属の窓口にご確認ください。）

### 学生寮入寮選考調書

|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|----------------|------------------|---------------------------|--|----|-----|--------|--------|
| 学部・研究科         |                  | 学部・研究科                    |  |    |     |        |        |
| ふりがな<br>氏名     |                  | 年 月 日生 ( 歳)               |  |    |     |        |        |
| 住所<br>(実家等連絡先) |                  | (〒 - )<br>電話 ( ) - 携帯 - - |  |    |     |        |        |
| 家族<br>調<br>書   | ①就学者を除く家族        | 続柄                        | 氏名   | 年齢 | 職業  | 同居・別居  |        |
|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|                |                  |                           |  |    |     |        |        |
|                | ②就学者<br>(本人を除く)  | 続柄                        | 氏名   | 年齢 | 在学名 | 学年     | 通学別    |
|                |                  |                           |  |    |     |        | 自宅・自宅外 |
|                |                  |                           |  |    |     |        | 自宅・自宅外 |
|                |                  |                           |  |    |     |        | 自宅・自宅外 |
|                |                  |                           |  |    |     | 自宅・自宅外 |        |
| 奨学金<br>関<br>連  | ③日本学生支援機構        |                           | 給付型 区分 ( I ・ II ・ III )<br>貸与型 ( 第一種 ・ 第二種 ) |    |     |        |        |
|                | ③その他 (上記以外の奨学金等) |                           |  |    |     |        |        |

※様式1入寮願の裏面「2. 入学選考調書 記入上の注意点」をよく読み、必要事項等を記入してください。

※奨学金については、提出時に認定されているもののみ記載してください。

## 入寮誓約書

高知県立大学長 様

高知県立大学学生寮に入寮の上は、寮費、管理費を遅延なく納め、学生寮に関する規則を遵守します。

また、寮生として入寮することが不相当と認められた場合や寮舎改築・修繕等の場合など、退寮を命ぜられた場合は一切異議なく従うことをここに誓約します。

\_\_\_\_\_  
学部・研究科

\_\_\_\_\_  
年度入学

本人署名  
\_\_\_\_\_

保証人現住所  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

保証人署名  
\_\_\_\_\_

(本人との続柄：\_\_\_\_\_)

## 退 寮 届

年 月 日

高知県立大学長 様

私は高知県立大学学生寮を退寮したいので届出ます。

なお、退寮までの学生寮の寮費・管理費は、完納しております。

|           |        |      |
|-----------|--------|------|
| 所属・入学年度   | 学部・研究科 | 年度入学 |
| 氏 名       |        |      |
| 退寮希望年月日   | 年      | 月 日  |
| 退寮後の住所    | 電話（ ）  | —    |
| 退 寮 の 理 由 |        |      |

## 物品損傷(汚損等)報告書

年 月 日

高知県立大学長 様

学生寮名 \_\_\_\_\_

部屋番号 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

つぎの物品が下記により損傷(汚損等)しましたので報告します。

| 品 名 | 設 置 場 所 | 損傷(汚損等)の詳細 |
|-----|---------|------------|
|     |         |            |

損傷(汚損等)に至った理由

※事務局使用欄

|  |   |
|--|---|
|  | 係 |
|  |   |

(さくら寮)

|      |        |           |          |     |
|------|--------|-----------|----------|-----|
| 学生部長 | 学生支援部長 | 学生・就職支援課長 | 学生・就職支援課 | 警備員 |
|      |        |           |          |     |

年 月 日

高知県立大学長 様

申請者 所 属

学籍番号・氏名

携 帯 電 話

メ - ル

## さくら寮コミュニティールーム使用願

次のとおりさくら寮コミュニティールームを使用したいので許可をお願いします。

|                          |                         |   |             |             |
|--------------------------|-------------------------|---|-------------|-------------|
| 使用施設(場所)                 | さくら寮 コミュニティールーム (A棟104) |   |             |             |
| 使用設備                     |                         |   |             |             |
| 使用日時<br>(複数日になる場合は空欄へ記入) | 年                       | 月 | 日           | 曜日 時間 : ~ : |
| 使用人員                     | 寮生                      | 名 | (寮生以外の者の内訳) |             |
|                          | 寮生以外の者                  | 名 |             |             |
|                          | 合 計                     | 名 |             |             |
| 使用目的                     |                         |   |             |             |

使用料金：1カ月54,000円/日割り（使用目的により発生します。詳しくは学生・就職支援課にお問い合わせください。）

※施設の使用に当たっては、以下の遵守事項が条件になります。

- ①上記について変更があった場合は、その都度届け出る。
- ②規則を守り、器物を破損した場合は、使用者において原形に復する。
- ③機器等を移動した場合は、元の位置に戻す。
- ④火災、盗難その他異常を発見した場合は、直ちに教職員又は警備員に連絡する。
- ⑤使用後は、室内清掃、設備・備品の整理、戸締り、消灯する。
- ⑥喫煙をしない。

| 財務施設課               |       |      | 学生・就職支援課 |      |
|---------------------|-------|------|----------|------|
| 使用料金：1カ月54,000円/日割り | 納入年月日 | 納入確認 | 許可年月日    | 受領確認 |
| 円                   |       |      |          |      |